

## 回答書（3）

平成23年10月7日

社団法人全国消費生活相談員協会 御中

〒604-8152

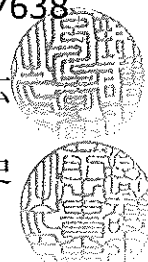
京都府京都市中京区烏丸通錦小路上ル手洗水町670番地  
京都フクトクビル3階 いつわ法律事務所

電話 075-257-7637, F A X 075-257-7638

株式会社ファンシー代理人

弁護士 宮川 孝 広

弁護士 前 田 貴 史



前略 貴協会から株式会社ファンシー宛になされた平成23年9月27日付ご連絡の件につきまして、下記のとおり回答致します。

### 記

#### 第1 アンケート用紙、申込書、規約の送付ご依頼について

アンケート用紙は資料1、申込書は資料2、改訂後の規約は資料3として添付致します。アンケート用紙及び申込書は従前どおりのものを今後も使用する予定であり、改訂は致しませんので、これまで使用していたものをお送りします。

なお、申込書の2枚目裏面に印字されている「VICEOご利用についてのご案内 ご利用規約」は、改訂前のものであり、今後は使用いたしません。規約については、改訂後の規約（資料3）を使用いたします。

#### 第2 改訂後の書類の使用開始日について

改訂後の規約は、貴協会から、同規約につき使用することに問題ない旨のご回答を頂いた後に使用を開始致します。

#### 第3 顧客に対する弊社の説明手順について

弊社は、顧客に初期の見積書を交付し、その場で弊社担当者が顧客に見積書の内容を説明します。説明後、同見積書をもとに、さらに顧客からのご要望をお聞きします。そして、顧客からのご要望がある場合には、初期見積書の各項目について、弊社担当者がさらに説明する等した上で、顧客のご要望に沿う内容の見積書に修正します。修正した見積書は、顧客に見ていただき、さらに修正箇所について説明致します。その後、顧客に見積書の内容を納得して頂いた場合には、規約の説明等を行った後、申込書に署名してもらい、その後、顧客から申込金を受領します。申込金は、①その場で現金にて受領、②クレジットカードによる支払

い、③弊社口座への振り込みのいずれかの方法によって受領致します（規約第一条をご参照下さい。）。

①②の方法によって申込金を受領する場合においても、弊社が申込金を受領するまでの間に、顧客に交付した初期見積書をもとに、顧客からのご要望をお聞きする時間を設けて、顧客からの要望がある場合には、見積書をご要望に沿うよう修正することとしておりますので、初期見積書を顧客に検討して頂く時間的余裕は十分に設けているものと考えています。

添付書類

資料 1	アンケート用紙
資料 2	申込書
資料 3	改定後の規約

以上